調達物品仕様書

品名		医局用デスクー式	
		① アドバンスS 右片袖3段引出 右3段引出(小引出し+A4×2段) 3VBSAK MK2	28
規格・型式等		② CG-Rチェア ローバック固定肘 グレーシェル 双輪キャスター CN43GR FZH	1 5
		③ LKpit書架セット 1150W2段単体 LK11AZ ZA7	' 5
		④ LKpit書架セット 1150W2段連結 LK11BZ ZA7	' 5
		⑤ LKpitブックストップ 1150W LK271P ZA7:	5
		⑥ LKpitサイドクロスパネル LK277P FY2i	.8
メーカー		オカムラ	
数量	<u> </u>	① 6台 ② 6脚 ③ 2台 ④ 4個 ⑤ 12個 ⑥ 8個	
その他 オンライン接続 (他の医療機器またはシ		 ・納入期限を順守するとともに、納品にあたっては事故が生じないよう十分配慮し、疑義が生じ場合には担当者に速やかに連絡すること。 ・担当者の指示に従い、納品・組立・据付・調整を行うこと。 ・納入した物品の梱包材など、施設で不要となるものは撤去及び引き取りを行うこと。 ・納品等に係る費用を見込むこと。 ・なし 	シ <i>に</i>
ステムとの電子的なデー タ連携)			
納品場所		堺市立総合医療センター (4階 医局)	
納期		令和 5 年 3 月 31 日 (金)	
募集期間	(自)	令和 5 年 3 月 1 日 (水) 正午	
提出先		令和 5 年 3 月 10 日 (金) 正午	
·			
担当者		地方独立行政法人堺市立病院機構 法人本部 法人事務局 管理課 増井	

[※] 上記物件への公募型見積合せに参加する者は、堺市立病院機構ホームページ掲載資料

「堺市立病院機構における公募型見積合せについて を参照すること。

請書

品 名	医局用デスクー式
仕 様 等	仕様書による
納品場所	堺市立総合医療センター(4階 医局)
納品期限	令和 5 年 3 月 31 日 まで
契約金額	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
支払条件	完了一括払 (月末日締、翌月末日支払)
契約保証金	免除

私(受注者)は、上記の業務を別紙仕様書その他の指示に基づいて履行します。つきましては、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)、地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程(平成24年)及び別記の特約条項を遵守します。

なお、上記の業務の履行に関して地方独立行政法人堺市立病院機構又は第三者に損害を及 ぼしたときは、その賠償の責めを負います。また、この請書によって生ずる権利及び義務を、 第三者に譲渡しません。

これらに違反したとき、又はこの契約に関して不正若しくは不当な行為があったときは、契約を解除されても何ら異議ありません。

令和 年 月 日

地方独立行政法人堺市立病院機構 理事長 門田 守人 様

受注者住所名称代表者

私(受注者。以下「乙」という。)は、以下の特約事項を承諾してこの業務をお請けします。 (再委託の禁止)

第1条 乙は、この契約の履行を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)をしてはならない。ただし、契約の一部について相当の理由があるときは、この限りでない。この場合、乙は、再委託の相手方(以下「再委託先」という。)の行為のすべてについて責任を負うものとする。

(不当介入に対する措置)

- 第2条 乙は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、堺市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに地方独立行政法人堺市立病院機構(以下「甲」という。)に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- 2 乙は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- 3 甲は、乙又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて頭書の履行期間の延長等の措置をとることができる。

(甲の契約解除権)

- 第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なくこの契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき
 - (2) この契約の履行に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき
 - (3) 履行義務者として必要な資格が欠けたとき
 - (4) 契約履行上の過失又は不手際が度重なったとき
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき
 - (2) 乙がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき
 - (4) 契約の性質や甲の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
 - (6) 乙が破産、民事再生、会社更生、会社整理及び特別清算のいずれかの申立てをしたとき、 又はこれらと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき
 - (7) 暴力団員又は暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる債権を譲渡したとき
 - (8) 乙が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき
 - (9) 契約履行上の重過失があったとき
 - (10) この契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行った おそれが非常に強いとき